

は、日本経済の発展のためには女工の犠牲もやむをえないという資本の論理が秘められていたのであった。

娼妓と廃娼問題

前述のように、明治になって公娼制度は存続されていた。それは地方財政上でも大きな位置を占めるようになっていた。一八八七(明治二十)年度において、県が貸座敷・娼妓・引手茶屋に課した賦金は五万

二千六百二十三円で、県予算の二割以上にのぼっていた。その使われかたをみると、梅毒病院費一万四千三百六十七円、警察探偵費二万二千九十九円、内務省への納入金一万五千七百八十七円などとなっている(色川大吉「明治前期における地方統治と地方自治」『東京経済大学』人文自然科学論集』55)。

また、一八九六(明治二十九年)段階で、遊郭のあった場所と娼妓数はつぎのおりである(『神奈川県統計書』)。横浜市永楽町(七百三十八名)、同市真金町(五百四十二名)、橘樹郡神奈川駅(二百七十四名)、同郡保土ヶ谷町(二十二名)、同郡川崎町(百六十五名)、三浦郡横須賀町(二百六十名)、同郡浦賀町(五十六名)、同郡三崎町(五十五名)、鎌倉郡戸塚町(四十六名)、同郡藤沢大富町(二十三名)、高座郡藤沢大阪町(五十二名)、中郡平塚町(四十九名)、同郡大磯町(二十九名)、足柄下郡小田原町(六十五名)、津久井郡吉野駅(三十六名)、計十五か所に二千四百十二名がいた。遊郭のあるところには倍以上の私娼がいるといわれ、彼女らを含めれば五千人以上が苦海に身を沈めていたといえる。

その娼妓たちに救いの手をさしのべたのは、主としてキリスト教の人道主義者たちであった。一八八二(明治十五)年五月、群馬県会が六か年の猶予期間において県下の公娼を全廃することを決議した。そして、遊郭側の数多くの妨害をはねのけて、一八九一年九月から実施した。神奈川県でも、かなりおくれたが、一八九〇(明治二十三)年十一月の県会で廃娼が決議された。横浜青年会が県会議長に出した「公娼全廃請願書」が、かつて自由民権運動に参加し、いまはクリスチャンとして知られる宮田寅治議員らによってとりあげられ、四十九名中三十名の多数で採択されたのであった。県会ではこの採択を受け、廃娼

建議が議決され、五年後に廃娼を実施することにして、その方法手段についてはさらに委員によって調査することを決めた（『毎日新聞』明治二十三年十一月二十二日付）。廃娼運動は、これより先き一八八六（明治十九年）、「世界基督教婦人禁酒会」の書記レビット夫人の日本遊説を契機として設立された東京婦人矯風会によって進められており、神奈川県にもその波は伝わってきていたのである。横浜青年会の請願以前にも、西多摩郡の青年により、百十三名の署名を添えた「廃娼建白書」が県に提出されている（『東京』婦人矯風雑誌 第二三号、一八九〇年三月）。しかし、県会の廃娼建議は貸座敷営業者らの激しい阻止運動の結果、実施に移されなかった（なお宮田寅治については、大畑哲「宮田寅治と廃娼運動」『いしずえ』七号参照）。

自由廃業運動

こうして廃娼県の望みは絶たれたが、一九〇〇（明治三十三年）二月、大審院法廷がある事件に関し、娼妓が楼主にたいして一定年限、一定の場所（貸座敷という名の妓楼）において娼妓を営む旨の契約をしたとしても、身体を拘束することは公の秩序に反するので、無効である、との新判断を下したことは、廃娼運動に新しい局面を展開させることになった。娼妓はそれまで貸座敷営業者との間に、前借金の弁償のために、さきのような文言のはいった契約書を取りかわしていた。そして廃業届を警察に提出する際には、その契約が満了したことを示す貸座敷営業者らの連印を必要とした。だが、この判決によって、娼妓は彼らの連印がなくとも廃業届を提出し、自由に廃業できることになった。

廃娼大演説會 來ル十七日午後六時居留
岩本善治君 地百七十六番於海岸會堂
無料辨士 伊藤之助君 **外一名**
廿三年一月横濱基督教青年會

告日付 廣日付 『毎日新聞』明治二十三年一月十六日

業した人の更生のために、婦人ホームという施設をつくった。一九〇〇（明治三十三年）年八月、神奈川県川崎遊郭からも二人の娼妓が婦人ホームに駆け込んでゐる（伊藤秀吉『日本廃娼運動史』一九三一年七月、廓清会婦人矯風会廃娼同盟）。

この事態に、あわてて政府は同年十月、娼妓取締規則を制定し、自由廃業を公認したが、一方で、廃業届は必ず本人が警察署に出頭して提出すべきものとした。それは、娼妓の出頭が楼主によって物理的に阻止されやすい状況を知っての措置であり、出頭した娼妓にたいする警察の種々の妨害の余地を残そうとしたものであった。

一九〇二（明治三十五）年八月、救世軍横浜小隊は、横浜の永楽町・真金町の遊郭に大挙して乗りこみ、自由廃業の伝道をおこなった。以来、両所では廃業を申請するものが多くなった。ところが、九月三日の伝道を機会に廃業を決意し、自ら寿町警察署に出頭して届を出した二人の娼妓に対し、同署は親権者の意志を確かめる必要があるとして帰楼を命じた（『横浜新報』明治三十五年九月五日付）。娼妓取締規則に親権者の意志確認を要するとの規程はなく、明らかな警察の妨害行為であった。

一時期燃えあがった自由廃業運動も下火となるのは早かった。それは右の警察・楼主の妨害だけによるのではない。娼妓を廃業しても女性が自活することの困難さがあり、家族制度のもとで娘を売る親がおり、それが許される風潮があることこそ、娼妓が再生産されてゆく源であった。廃娼運動は以後、より大きな組織をつくり、ねばり強い運動を進めてゆく。こうしたなかにおいて、『横浜毎日新聞』入社以来神奈川と深い関係をもつ島田三郎は、一貫してこの運動にとりくんでおり、一九一一年五月創立の「廓清会」の初代会長に選ばれている。

三 女性の社会活動

日清戦争と 婦人団体

日清戦争が起こったとき、横浜では横浜婦人恤兵会が結成され、兵士への慰問品募集や出征家族への援助金を集める活動がおこなわれた（『毎日新聞』明治二十七年九月十四日付）。同会は男性によりつくられた横浜恤兵会の

姉妹会であり、主唱者は大谷嘉兵衛・原善三郎ら実業家の婦人たちであった。結成してから一か月ほどの間に、同会は千六百八十九円を集めている。小口は十銭、大口は五円、十円以上のものもあったが、だいたいは一口五十銭から二円であった（『毎日新聞』明治二十七年十月七日付）。上流階級の婦人たちを中心とした活動であったことは、主唱者や一件当たりの募金額の大きいのみでも知られよう。

『毎日新聞』は、一八九五（明治二十八）年三月三十日から四回にわたって、東根の筆名がある「戦後の社会問題」という論説を掲げている。そのなかで、女性の手により、戦死者の家族にたいし、「妻人の生計上の道を周旋し子女の教育に与かる等」の事業を起こすべきだと主張した。女性の手により、というのは、「婦人に関する方法は婦人の手によりて計画さるゝを便とす」るからであった。だが、そのためには、日本の習俗として財貨が家長の権限に属し、主婦がそれを自由に使えない状態を克服しなければならない。そこで東根は、この種の活動、費用支出に対して、家長がまず承認を与える気風を興すように勧告した。

愛国婦人会神奈川県支部

この論は、一九〇一（明治三十四）年二月、奥村五百子による愛国婦人会の結成となって現実化した。同会各県に支部を置いたが、神奈川県でも一九〇三（明治三十六）年十一月、川崎の大師河原村の平間寺で支部発会式兼第一回総会を開催した。本部からは、閑院宮載仁親王妃智恵子総裁や岩倉久子会長らが出席した。神奈川県支部長兼幹事長は県知事夫人の周布貞子、副幹事は谷口みな子、幹事は石川たま子・渡辺たま・磯田久乃子・福井くに・尾崎もと子・浅岡たま子らで、県知事が顧問となっていた。一九〇三（明治三十六）年八月段階では、県内の会員数は特別会員六百四十名、通常会員二千四百名、計三千四十名であった（『愛国婦人』第四一・四二号、一九〇三年十一月十、二十五日）。

愛国婦人会は、顧問となった近衛篤磨をはじめとする貴族院議員らの後援を得、その夫人たちを多くの評議員の職につけていたが、県支部の設置についても、内務大臣の後援のもとに地方長官会議を通じ、官庁による会員勧誘を進めていた。神奈川県知事周布公平は、一九〇三（明治三十六）年一月、十月の郡長会議で、会員勧誘を指示している（同前、第四十号、一九〇三年十月二十五日）。こうして、その会員は役人や実業家、資産家などの夫人を中心に上から組織されていた。

日露戦争が始まると、愛国婦人会の会員数は飛躍的に増加し、一九〇四（明治三十七）年四月には十三万人余、一九〇五（明治三十八）年七月には二十五万人余、一九〇六年には四十六万人を超えるにいたった。同時期の神奈川県内の会員数は、それぞれ三千六百七十四人、一万七十四人、一万二千二百九十六人と発表され、県内女性総数の二割強にあたった（同前、第五・八五・九九号、一九〇四年六月十日・一九〇五年九月二十日・一九〇六年三月五日）。神奈川県支部は一九〇五（明治三十八）年七月、西南戦争以降前年末までの軍人遺族百六十七人にたいして九百六十二円を贈っている（『貿易新報』明治三十八年七月十六日付）。

県内の愛国婦人会の活動については、これまでのところ、その詳細が明らかでない。同会本部の機関誌『愛国婦人』には各地支部における運動の様子がかなり報道されているが、一万人以上の会員をようした神奈川県についてのそれは皆無に近い。とすれば、その活動は微々たるものであったのだろうか。この点について、ある新聞はつぎのような示唆の記事を載せている。「会員の多くは一方に援兵義会婦人部委員として市内に於ける出征軍人家族の救護に直接従事するを以て愛国婦人会員としての活動は外面には現われず」（『貿易新報』明治三十八年一月三日付）。これは横浜市内の事情を伝えたものではあるが、愛国婦人会はそもそも戦死者遺族らの救護を中心目的とし、戦争中の出征兵士の家族にたいする救護活動は、このころおこなっていなかった。だが、後者の活動こそ戦時下には必要なものであった。この活動で世の注目をあびたのが、横浜援兵義会婦人部である。



日露戦争に出征し戦死した家
『貿易新報』明治37年1月3日
付お父さん万歳さし絵から

横浜奨兵義会 婦人部の活躍
横浜奨兵義会に婦人部が結成されたのは、日露戦争開始直後の一九〇四（明治三十七）年二月であった。同部は愛国婦人会の会員や赤十字社・篤志看護婦人会横浜支部に参加している女性を中心に一万五千人余を組織し、市内を五区に分けて一区四十名余の委員を置き、出征軍人家族の慰問を中心に、傷病兵の送迎、恤兵品の募集、募金（会費）の徴集、戦死者の会葬などの活動をおこなった。委員長は愛国婦人会県支部幹事でもある渡辺たまであった（『貿易新報』明治三十八年一月三日付）。渡辺たまの夫は実業家・政治家として知られた渡辺福三郎である（渡辺たまについては、横浜市中区役所福祉部市民課編・刊『横浜のおんなたち』参照）。活動を担った二百余名の委員の多くも上層の階層に属する人たちであったと思われる。

戦争はもとより多くの犠牲を国民に強いた。一家の働き手を徴兵され、残された家族の生計はどうなるのだろうか。出征者に三か月分の給料を前払いし、以後毎月半額を支給した銀行もあった（『横浜貿易新聞』明治三十七年三月十九日付）。だが、社会的な生活保障の制度にみるべきものがなく、その日暮らしの職工・雑業者が多いなかで、生活の困難には大変なものがあつた。出征軍人家族の慰問は毎月五日、二十日におこなわれた（『貿易新報』明治三十七年八月二十日付）。原則として木綿服を着用して訪れ、単なる激励だけでなく、嫁姑問題、子供の教育問題、生計問題についての相談を受けた。そして市内で五百七十余の家族が奨兵義会からの扶助金を受けた。その金額は毎月千三百円余であった。しかし、戦争の長期化を考えると、会費や募金だけでそれをまかなうことはできない。そこで奨兵義会は一九〇四年九月に授産部を設けた。

授産部は、裁縫部（百二十人、軍人用シャツ・ズボン下の製造）、陶画部（男女児童十七人、皿・猪口の画付）、竹行李部（男女二十二人）の三つから成った。あわせて、働く母のために幼児保育場も設置され、五人の保母のもとに五十〜八十人の幼児が保育された（同前、一九〇五年八月一、八日）。

「軍国の女」家 庭からの解放

このような横浜奨兵義会婦人部の活動は、まことに新しい空気をみなぎらせ、新聞はその活動を大々的にとりあげた。一九〇四年九月初めから『貿易新報』は「軍国婦人談片」欄を設け、婦人部委員五十二名の談話と顔写真を順次掲載した。また、「一筆啓上（御婦人方へ）」と題する小欄で、家庭教育や育児・服装・嫁姑問題の記事・短評が載るのも、このころであった。それまで新聞に載る女性のことは、痴話、犯罪、花柳界情報などだけであったから、大きな変化であった。

婦人部委員の田沼ナル子は、自分たちの活動について、「此度の戦争は日清戦争に比べますと戦争も違いますが時代も亦大層違つて参りましたあの時分には何事も只々男子でなくてはならぬ様で婦人は只家に居て夫々極まった仕事をして自分の手で出来得る丈の靴下とか手甲とかを持へて送りました位でございましたが今度はそれから見ますと一歩進んで婦人部など云ふものが出来まして出征軍人の家族慰問などに奔走する様になりましたのは誠に結構な事でございます」（『貿易新報』明治三十七年九月十三日付）と、その感想を語っている。

この戦争が始まったとき、『横浜貿易新聞』の女記者は「軍国の婦女」という一論説を載せ、「女も同じく人間なり」、「我等も同じく日本国民なり」、兵士が戦場に赴くと同じく、女が独りでも家を守り子供を育てることは国民の義務だと思わなければならぬ、と述べた（『横浜貿易新聞』明治三十七年二月十九日付）。また『愛国婦人』は、「愛国婦人会の効果」として、「婦人間の平等主義」の実現・国家社会への貢献・かかわりの実現などがもたらされたと強調した（『横浜貿易新聞』社説、明治三十七

年九月二十日)。

たしかに、愛国婦人会や横浜兵義会婦人部の活動のなかには、家庭に縛りつけられてきた女性——妻や母である家庭女性
が、その社会的な生活の領域を広げ、社会的地位を向上させていく姿をみることが出来る。極言すれば、家庭からの解放とすら

軍國の婦女 女記者

云ひ能く云ひ日本と云ひ支那と云ひ行
く國を立て、地界を限る以上は假令百千の
万、平和會有ればとて天下太平の望は到底
痴人の夢想に近くらんのみ況て各國婦人に
軍艦水雷の新造を觀ひ兵器の改良に力を争
ふは戦争は到底免れ難き人間の運命を覺
悟すべきなれ
女だてらよひち離くしき運命を咎め玉
ふ不祥ながらこれぞ世界の有様なれば畏
多も我れ等の國母と仰ぎ奉る 皇后陛下
も赤十字の事業に御心を懸させ給ひてせめ
ては戦役の爲に負傷したる者を平好一觀の
仁恵に浴せしめんとはしたまふなれ
女も同じく人間なり五千万の中に稱を置
けば我等も同じく日本國民なり國民たる男
一様に兵役の義務を負ひて敵軍を討

『横浜貿易新聞』に載った軍國の婦女の記事 明治37年2月19日付

いえる。しかし、それは国家に従属したものであり、「軍國の女」としての方向
ではなかったか。

自我愛のほとばしり

明治も末期になると、女性の社会生活は広がりをもち、
教育に、職業に、軍事後援などの社会活動に深くかかわ
る女性の姿がみられるようになった。それはまた、女性の精神的営みをも徐々に
変化をさせ、強烈な自我愛のほとばしりとなって表出する。

橋樹郡旭村上末吉の資産家清水正義の娘タケ（十五歳）は、同じ部落の建具職
権田三右衛門（二十一歳）と深く愛しあう仲であった。しかし、タケの親は資産
が「提灯と釣鐘」だからとして結婚に強く反対した。ついに二人は一九〇八（明
治四十二年）の夏の夜、駆け落ちした。諸方を遊びまわったのち、二人は大師河
原村のタケの親戚を訪れた。それは直ちに親元へ通報されるところとなったが、
タケは「三右衛門と夫婦にして呉れぬ内は婦家は愚か多摩川に身を投げて死んで
仕舞ふ」といつて譲らなかつた。そして仲裁にはいった川崎警察署の説諭で、親
は結婚を認めた（『横浜貿易新報』明治四十一年九月二日付）。分別のまだよくつかぬ

十五歳の女子の出来事とはいえ、資産や家柄格式にとらわれずに生きようとする時代を象徴していたといえるであろう。

その二年ほど前、東京の跡見女学校に通いながら『明星』のロマンチズムと自我尊重の精神に浸り、「ただふたりただひと時をただ黙しむかひてありて燃えか死ぬらむ」（『明星』第七号、一九〇六（明治三十九）年七月一日）と詠んだ一人の女性がいた。署名は大貫可能子とあった。彼女は橘樹郡高津村二子の大貫家に育ち、一九〇一（明治三十四）年に溝ノ口の尋常高等第一高津小学校を卒業、翌年から跡見女学校に通っていた。やがて岡本一平と結婚、平塚らいてうらの『青踏』に参加し、強烈な自我愛の文学を展開させていった。

こうして明治末期ともなると、国家が女性を「軍国の女」として社会によりひき出そうとし、底辺の社会生活にあえていた女子労働者などの抵抗の芽も育ちはじめ、自我に基づき家からの自立をめざす動きが始まっていた。大正期は、まずもって女性の職業的進出と女性解放運動の時代であり、それに対応して国家が地域婦人会等を通じて本格的に女性の掌握に乗りだす時代でもあった。そのようななかで、もとより平坦な道ではなかったとはいえ、女性の社会生活はより多様に広がりつつけていく。

第四節 明治の文化

一 明治後期の新聞

『横浜貿易新聞』

幕末の横浜では、わが国における最初の本格的な新聞として、ジョセフ・ヒコの『海外新聞』が発行され、明治の世になっては最初の日刊紙として『横浜毎日新聞』が発行された。しかし『横浜毎日』も、一



横浜貿易新聞第1号第1面 (明治23年2月1日付)
国立国会図書館蔵

八七九(明治十二)年十一月には本社を東京に移し、紙名も『東京横浜毎日』と改める。このとき以来、横浜には有力な新聞がなくなった。新聞の空白期は十二年もつづく。

一七七九(明治二十二)年には帝国憲法が発行され、翌一八九〇(明治二十三年)年には第一回の総選挙が実施されて、帝国議会が開会される運びとなった。折りから横浜では市制が施行されて、市議会議員の選挙も行われ、商況の発展にともなって横浜貿易商組合が設立されている。こうした機運のもとに、貿易商組合の機関紙として、一八九〇(明治二十三年)年二月一日に創刊されたのが『横浜貿易新聞』であった。

横浜貿易新聞社は、本社を横浜市南仲通四丁目に置き、支局を東京の京橋に設けた。しかし創刊から三か月間、新聞は東京で印刷、発行された。その体裁は菊判(雑誌の大きさ)、三段組み、十二行で、貿易商の「官報」となることを目標にしたから、体裁も「官報」を模したわけである。内容は、実業紙らしく、紙面の大部分を生糸・絹織物・茶・海産物などの「商況」にあてた。貿易商は、数十部をまとめて購入し、国内の取引先に送ったという。

その創刊号が一九六七(昭和四十二年)年八月、岐阜県高山市の郷土館で発見された。ただし第一面から第四面までを欠いている。高山では早くから蚕糸業が発達していたから、取引の関係で『横浜貿易』が送りつけられ、創刊号が偶然に残

ったものであろう。なお一九一六（大正五）年四月、同紙のあとを受けた『横浜貿易新報』が、創刊二十五周年記念号を発行するに当たって、創刊号の第一面を縮小して掲載している。これによって紙面の内容を知ることができよう。

五月一日には発行元も横浜に移され、紙幅もひろげられて、四段組みとなった。さらに七月一日からは紙面の大改良を行って、大きさも一般の新聞紙大、六段組み、四^{ペー}建てとなる。いまや『貿易』は、着実な主張と正確な記事ひょうぼうを標榜し、政治上は中正の立場をとって、神奈川県下の有力紙としての地位を築いたのであった。

もともと明治二十年代のなかば過ぎ、『横浜貿易』も一、二年休刊している。横浜市の瓦斯局事件に関連して、財産共有問題に関する紛争が起こった。これに新聞社の幹部が巻きこまれたための休刊であった。いつから休刊したのか、月日は明らかでない。復刊は一八九四（明治二十七）年八月十五日であった。同時に新聞社は貿易商組合との関係を絶ち、独立経営となった。これより『横浜貿易』は再び横浜における唯一の日刊実業新聞として、順調な成長をつづける。一九〇三（明治三十六）年九月には、本社を南仲通から尾上町五丁目に移した。

新聞合同と 一九〇四（明治三十七）年『横浜貿易』は新しい転機を迎える。この年の五月、入社して経営を主宰したのが、『貿易新報』 富田源太郎であった。富田は東京の出身であるが、一八八六（明治十九）年に横浜商業学校（Y校）の第一回生として卒業、創刊当時の『横浜貿易』に入社し、商況を担当した。その後、同社を去っていたが、再び入社して社長に就任したものである。

富田は才幹あふれる人物であった。社長となって、まず断行したのが、紙面の刷新である。六段四^{ペー}であった紙面を、七段六^{ペー}に変更した。六月一日からは、東京の諸新聞にならって、赤い紙への印刷も行い、ぐんぐんと紙数を伸ばしていった。つぎに富田の考えたことは、実業新聞から一般新聞への飛躍であった。